

平成25年教育委員会第3回定例会会議録

開会日時 平成25年3月8日 午前 10時00分

閉会日時 同 上 午前 11時10分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 松 本 實
同職務代理 杉 浦 容 子
委 員 佐 藤 昭
委 員 面 田 博 子
委 員 竹 高 京 子
教育長 塩 澤 雄 一

議場出席委員

・教育次長	濱中 輝	・教育振興担当部長	坂田 祐次
・庶務課長	駒井 正美	・教育計画推進担当課長	若林 繁
・施設課長	齋藤 登	・学務課長	土肥 直人
・指導室長	岡部 良美	・統括指導主事	志村 昌孝
・地域教育課長	小曾根 豊	・生涯学習課長	今井 英敬
・生涯スポーツ課長	柴田 賢司	・中央図書館長	橋本 幸夫

書 記

・企画係長 菊池 嘉昭

開会宣言 委員長 松 本 實 午前10時00分 開会を宣する。

署名委員 委員 松 本 實 委員 杉 浦 容 子 委員 塩 澤 雄 一

以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

○委員長 ただいまから、平成25年教育委員会第3回定例会を開会いたします。

本日の会議録の署名は、私に加え、杉浦委員と塩澤教育長にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第11号「葛飾区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

庶務課長。

○庶務課長 それでは、議案第11号「葛飾区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」についてご説明申し上げます。

提案理由でございますけれども、執行体制の整備を図るというものでございます。

今回の改正の内容でございますけれども、「教育振興担当部長」の名称を「学校教育担当部長」に改めます。担当する事務でございますけれども、教育計画推進担当、学務課、指導室、地域教育課の事務になります。

それともう一点は、科学教育センターがオープンいたしますので、その業務につきましては、指導室の教育振興系の事務といたします。ここの事務に、(6)として「科学教育センターの維持管理に関すること」、(7)「科学教育センターの事業に関すること」の2項目を追加するものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長 以上の説明について質問等ございますか。

(「ありません」の声あり)

○委員長 それでは、お諮りします。

議案第11号について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、議案第11号「葛飾区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」は、原案のとおり可決といたします。

次に、議案第12号「葛飾区教育委員会教育長職務代理者の指定に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

庶務課長。

○庶務課長 それでは、議案第12号「葛飾区教育委員会教育長職務代理者の指定に関する規則の一部を改正する規則」につきましてご説明申し上げます。

提案理由でございますけれども、第2順位の者の職の名称を改める必要があるため、本案を提出するというものでございます。

内容でございます。「教育振興担当部長」を「学校教育担当部長」に改めるものでございます。

以上でございます。

○委員長 ただいまの説明について質問等ございますか。

(「ありません」の声あり)

○委員長 お諮りいたします。

議案第12号について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、議案第12号「葛飾区教育委員会教育長職務代理者の指定に関する規則の一部を改正する規則」については、原案のとおり可決といたします。

次に、議案第13号「葛飾区科学教育センター条例の施行期日を定める規則」について上程いたします。

指導室長。

○指導室長 それでは、私のほうから、議案第13号「葛飾区科学教育センター条例の施行期日を定める規則」についてご説明をさせていただきます。

提案理由でございますが、葛飾区科学教育センター条例の施行期日を定める必要があるため、本案を提出するものでございます。

本日、参考の資料といたしまして、葛飾区科学教育センター条例をつけさせていただきましたが、こちらの条例におきまして、こちらの施行期日につきましては教育委員会規則で定める日となっております。そこで、こちらの期日を平成25年4月20日とさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長 ただいまの説明についてご質問等ございますか。

(発言する者なし)

○委員長 よろしいですか。

(「ありません」の声あり)

○委員長 お諮りいたします。

議案第13号について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、議案第13号「葛飾区科学教育センター条例の施行期日を定める規則」については、原案のとおり可決といたします。

○委員長 議案第14号「葛飾区科学教育センター条例施行規則」について上程いたします。
指導室長。

○指導室長 それでは、議案第14号「葛飾区科学教育センター条例施行規則」につきましてご説明をさせていただきます。

こちらの提案理由でございますが、葛飾区科学教育センターの開館時間等を定める必要があるため、本案を提出するものでございます。

まず、開館時間につきましては、午前9時から午後5時までとしてまいります。

休館日につきましては、年末年始、さらにはその他機器等のメンテナンスの日につきましては臨時に休館日を求めてまいります。

そのほか、利用者の義務、そして委任等については記載のとおりでございます。

こちらにつきましても、25年4月20日から施行させていただきたいと考えております。

私のほうからは以上でございます。

○委員長 ご質問等ございますか。

(「ありません」の声あり)

○委員長 お諮りをいたします。

議案第14号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、議案第14号「葛飾区科学教育センター条例施行規則」について、原案のとおり可決といたします。

次に、議案第15号「葛飾区立総合教育センター条例施行規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

指導室長。

○指導室長 それでは、議案第15号「葛飾区立総合教育センター条例施行規則の一部を改正する規則」につきましてご説明をさせていただきます。

提案理由でございますが、葛飾区科学教育センターの新設に伴いまして、総合教育センター内の科学教育センターを廃止する必要があるため、本案を提出するものでございます。

それでは、1枚おめくりいただきまして、新旧対照表でご説明させていただきます。

左側が現行、右側が改正案となっております。

まず、現行の第2条の9号、「科学教育センター」の部分を削除してまいります。それに伴いまして、10号になっておりましたものを改正案では9号としてまいります。

次に、第3条の第2項の2号です。(2)と書いてありますが、そこに「土曜日(科学教育

センター及び)」と書いてございますが、「科学教育センター」を削除いたしまして、新案のほうでは「土曜日（チャレンジ教室開校日を除く。）」とさせていただきます。

なお、こちらにつきましては、平成25年4月1日から施行させていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○委員長 ただいまの説明についてご質問等ございますか。

(発言する者なし)

○委員長 よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○委員長 お諮りいたします。

議案第15号について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、議案第15号「葛飾区立総合教育センター条例施行規則の一部を改正する規則」については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第16号「葛飾区立総合教育センター処務規程の一部改正について」、上程いたします。

指導室長。

○指導室長 では、議案第16号「葛飾区立総合教育センター処務規程の一部改正について」、ご説明をさせていただきます。

こちらの提案理由でございますが、科学教育センター事業の移管及び教育振興担当部長の名称変更に伴いまして、所要の改正をする必要がありますので、本案をご提出するものでございます。

それでは、2枚おめくりいただきまして、こちらも新旧対照表でご説明をさせていただきます。

現行が左、改正案が右となっています。

まず、第2条「総合教育センターに次の係及び担当を置く」というところがございます。こちらの「科学教育センター担当」を削除いたします。

続きまして、第3条、同じく、そちらに「科学教育センター担当」で(1)から(4)までございますが、こちらの分掌事務についても削除させていただきます。

続きまして、第5条でございます。「指導室長は、教育振興担当部長の命を受け」という部分につきまして、「学校教育担当部長の命を受け」と変更させていただきます。

続きまして、第8条「指導室長は、教育振興担当部長に報告しなければならない」という部

分につきまして、「学校教育担当部長に報告」と改正させていただきます。

私のほうからは以上でございます。

○委員長 ご質問等ございますか。

(「ありません」の声あり)

○委員長 お諮りいたします。

議案第16号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、議案第16号「葛飾区立総合教育センター処務規程の一部改正について」は、原案のとおり可決いたします。

議案第17号「葛飾区指定史跡『飯塚の富士塚』現状変更の許可について」、上程いたします。
生涯学習課長。

○生涯学習課長 それでは、議案第17号「葛飾区指定史跡『飯塚の富士塚』現状変更の許可について」、ご説明させていただきます。

提案理由でございます。葛飾区指定史跡「飯塚の富士塚」の現状変更を許可する必要がある
ので、本案を提出するものでございます。

去る1月9日付で、教育委員会から葛飾区文化財保護審議会へ「飯塚の富士塚」の現状変更
を諮問いたしましたが、2月28日付で、葛飾区文化財保護審議会から答申がございました。そ
こでこの答申を受け、別添のとおり、現状変更等について許可いたしたく、本案を提出するも
のでございます。

1枚おめくりください。

決定通知書。相手は、宗教法人富士神社、代表役員・森山晴男でございます。平成24年12月
12日付で申請のあった区指定史跡「飯塚の富士塚」の現状変更等の許可申請について、下記の
とおり許可します。

- 1 「文化財の名称及び員数」。区指定史跡「飯塚の富士塚」。
- 2 「所有者の住所及び氏名」。葛飾区南水元二丁目1番1号。代表役員・森山晴男。
- 3 「現状変更等の内容及び実施方法」。現状の位置から北東方面の神社敷地内に約12メー
トル移設し、現状の復元に努めること。
- 4 「現状変更等の着手及び完了予定日」。平成25年4月1日着手。平成26年7月31日完了予
定。
- 5 「許可条件」。工事着手前に現状調査を行うこと。許可内容と異なる現状変更をしないこ
と。教育委員会の求めに応じ進捗状況を報告すること。現状変更が完了した場合は直ちに教育

委員会に報告すること。

なお、決定通知書には別添図面を添付したいと考えております。

以下、答申書、現状変更等の許可申請書などを参考のために添付させていただきました。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 ただいまの説明についてご質問等ございますか。

(発言する者なし)

○委員長 よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○委員長 それでは、お諮りをいたします。

議案第17号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、議案第17号「葛飾区指定史跡『飯塚の富士塚』現状変更の許可について」は、原案のとおり可決といたします。

これで議案の審議を終了いたします。

続いて、報告事項等に入ります。

報告事項等1「訴訟上の和解に代わる決定について」、説明をお願いいたします。

庶務課長。

○庶務課長 それでは、私のほうから、「訴訟上の和解に代わる決定について」、ご説明をいたします。

これにつきましては、訴訟上の和解ではございませんけれども、和解と同じ効果を持つ裁判所の決定があったというものでございます。

1の「裁判所事件番号及び事件名」については記載のとおりでございます。

2の「当事者等」でございます。原告は葛飾区、被告は記載の借受人と連帯保証人2名でございます。

「訴訟物の価格」でございますけれども、58万4,800円でございます。

「和解の概要」でございます。まず、1として、「被告らは原告に対し、本件債務として連帯して次のとおり金員を支払う義務があることを認める」ということで、残りの元本が58万4,800円、違約金は上記元本に対する平成29年5月1日から支払い済みまでで年10.95%の割合による金員となっております。「被告らは原告に対して連帯しているこの金員のうち残元本58万4,800円を次のとおり分割して支払う」ということで、毎月1万円を支払っていただきます。最後は、最終の平成29年10月につきましては4,800円となっております。

被告らはこの2人でございますけれども、支払いを2回以上怠った場合には、当然、期限の利益を失い、被告らは原告に対して連帯して第1項の金員から既支払い分を控除した金員を直ちに支払うとなってございます。そのかわり、期限内にきちっと納付した場合には、違約金は免除するという内容になってございます。

裏面でございますけれども、これまでの経緯を記載してございます。

説明は以上でございます。

○委員長 ご質問等ございますか。

面田委員。

○面田委員 一つ伺いたいのですけれども、ここへ来るまで、何度も催促する、督促するが、それに対する返答に誠意がないと感じ、悪質というか、そういうことで訴訟を出したわけですね。それが三つあって、そのうちの一つがこういう形で和解になったということですよ。

○庶務課長 はい。

○面田委員 この方は何歳ぐらいの方なのかということと、もう一つは、実際にこういうふうな催促を何度もやっているというのは、この3人以外にも現在まだあるのかなというのがもしわかれば、教えてください。

○委員長 庶務課長。

○庶務課長 まず、本人でございますけれども、貸付が平成10年となってございます。そのとき、中学3年でございますので、多分、15年前で15歳です。今、大体30歳でございます。

私ども、実は、計画どおりに支払えないでいる方がたくさんおりますので、それらの方につきましても、再度、金額を半分にするとか3分の1にして、返済期間を延ばして対応しているというような状況がございます。そうしたことにも応じず、私どもの督促を無視している者が何人かいましたので、その中で、基準としては、おそらく就労していて返済能力がある、あるいは、今回のケースは持ち家に居住していましたので、資産があるというようなことで訴訟を提起したものでございます。

○委員長 面田委員。

○面田委員 とても丁寧に、相手のことを考えながら対応してくださっているということで、とても安心いたしました。ありがとうございます。

○委員長 ほかにご質問等ございますか。

(発言する者なし)

○委員長 よろしいですか。

それでは、報告事項等2「葛飾区立日光林間学園の指定管理者との協定の概要について」、

ご説明をお願いします。

施設課長。

○施設課長 それでは、報告事項等2「葛飾区立日光林間学園の指定管理者との協定の概要について」、ご報告いたします。

まず、1「経過等」でございます。昨年4月から8月に3回、葛飾区立日光林間学園指定管理者選定委員会を開き、指定管理者の公募・選定を行い、優秀提案者を選定いたしました。そして、10月18日に開催されました平成24年第3回区議会定例会において優秀提案者が指定管理者として議決されました。このため、ことし4月1日に協定の締結及び新たな指定管理者での管理運営を開始したいと考えております。

次に、2「基本協定の概要」でございます。基本協定では、区の指導・監督のもと、指定管理者に事業運営及び施設管理を行わせる上で必要な基本的な事項を定めます。

(1)といたしまして、協定締結の相手先ですが、東急コミュニティー・国際自然大学校。代表者・株式会社東急コミュニティー代表取締役社長・中村元宣であります。

(2)「対象施設」は、葛飾区立日光林間学園の1施設になります。

(3)「指定期間」は、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間といたします。

(4)「管理業務の内容」といたしましては、学園の施設及び附属設備の利用や維持・管理に関すること、また、それ以外に教育委員会が必要と認める業務としてございます。

(5)「施設利用料金」は、現行のとおり。例えば、区内在住・在勤の方の場合ですと、お一人様1泊2,700円で、中学生以下の場合はこの半額になります。

次に、3「基本協定に基づく年度協定について」でございますが、委託料、モニタリング、事業計画など、管理・運営の具体的内容を、毎年度、年度協定により定めます。

(1)「委託料等」ですが、平成25年度の施設管理運営委託料は4,602万円でございます。そのほかに、修繕料及び燃料・光熱水費につきましては、指定管理者に貸し付け、年度終了後に精算いたします。また、指定管理者は、施設利用料金収入が収入見込み額を上回った場合は、その超えた額の5割を、さらに、自主事業の実施により収益が出た場合は、その額の5割を教育委員会に還元することになります。

(2)「食事提供」業務でございますが、一般利用の食事は、旬の食材を取り入れ、季節に応じた料理を提供することとしております。また、ゴールデンウィークや夏休みなどの繁忙期は、副菜をビュッフェで提供する内容となっております。

次に、(3)「モニタリング」でございますが、指定管理者は、利用実績、修繕報告、エネルギー使用量報告、財務諸表等について、月次、四半期及び年度ごとに業務報告書を作成し、教

育委員会に提出いたします。教育委員会では、提出された業務報告書を点検、実地調査や指示を行います。また、移動教室実施校に対してアンケートを行い、各学校の意見を集約し、これらを参考に必要に応じて改善に取り組みます。さらに、指定管理者は、セルフモニタリングにより、みずからの業務チェックを毎月実施するとともに、一般利用のお客様を対象としたアンケートを実施し、利用客のニーズを把握した上でサービス向上につなげます。そのほか、各種会議により、業務評価、学園の課題と対策の共有、予定の確認などを行うとともに、課題解決や今後の方針の協議を実施いたしまして、次回の事業改善につなげます。

次に、(4)「委託料の減額、指定の取消し」ですが、業務の不履行や業務水準の低下が認められた場合は、委託料を減額することができます。また、教育委員会は、基本協定や年度協定に基づく必要な指示に指定管理者が従わない場合や、管理業務を継続することが適当でないと認めた場合は、業務の停止または指定の取り消しを行うことができます。

(5)「広報計画」でございますが、広報は、学園専用ホームページを中心とするほか、「広報かつしか」、区内掲示板へのポスター掲示、リーフレットの配布、また、区内のスポーツ団体や文化団体に対して的を絞った広報活動を行います。さらに、日光市の観光協会やスポーツ協会などにもPRをしてまいります。

最後に、(6)、平成25年度の自主事業でございますが、子どもサマーキャンプ、親子ツアーキャニオニング&川遊び、親子ツアースノーシュー&雪遊び、体験教育活動研修会、戦場ヶ原トレッキングなどを予定しております。

これまでとの主な違いでございますが、東急コミュニティーと手を組んでいた相手がグリーンハウス株式会社から特定非営利法人国際自然大学校に変わったこと、指定期間が3年から5年に変わったこと、繁忙期の一般利用のお客様の食事に一部ビュッフェ形式を採用したことなどでございます。

報告は以上でございます。

○委員長 ただいまの説明についてご質問等ございましたらお願いします。

面田委員。

○面田委員 締結の相手が国際自然大学校となったのを前に伺いましたね。あのときに、「どのようなノウハウを持って学校の移動教室等にもかかわってくださるのですか」という質問をしたことを思い出しているのですけれども、実際には、移動教室で、行事の内容を膨らませたり、プランをつくったりするときにかかわってもらったり、現場で子どもたちへの支援をしてもらったのではないのかなという思いがまず一つあるので、そのあたり、小学校の移動教室でどういうふうにかかわっていただけたか。わかることがあれば教えていただきたい。

もう一つは、区民に対してPRが非常にうまくなっているなという思いがするのです。「広報かつしか」を見たり、地域の掲示版などを見ると、私も行ってみようかなというようなことが書いてあることがありました。近場だと、お正月のイベントみたいなものや、雪のところを歩くといったプランが出ていたりして、いいなと思いながら見ました。皆さんの目にとまるような内容で出していて、非常に活発に事業を進めてくださっているなという思いで、そちらはお礼です。

では、小学校のほうの関連で、わかる範囲で教えてください。

○委員長 施設課長。

○施設課長 移動教室受け入れの際に、飯ごう炊さんやキャンプファイアーといったお手伝いですとか、自然体験を主にできるようなプログラムを組んで移動教室に役立てていただくとか、そんなことで、この国際自然大学校の特色を生かすお手伝いをしたいと考えてございます。

○面田委員 いい協力者が指定されたということで喜んでおります。

以上です。

○委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 葛飾区では、今までこういう区の施設はあだたらと日光があったわけで、あだたらのほうを閉鎖しましたね。それで1カ所になってしまったのですけれども、最近、こういう施設の一般の方の利用状況はふえているのかどうなっているか、状況をちょっと教えてください。

○委員長 施設課長。

○施設課長 まず、一般利用ですけれども、平成21年度は年間延べ4,004人でした。これに対して24年度1月の時点でもう既に4,980人ということで、一般利用のお客様は毎年着実にふえてございます。

○委員長 ありがとうございます。

ほかにご質問等ございますか。

(「ありません」の声あり)

○委員長 それでは、報告事項等3「平成24年度『優秀な教員の表彰』選考結果について」、ご報告をお願いします。

指導室長。

○指導室長 それでは、平成24年度葛飾区「優秀な教員の表彰」につきまして報告をさせていただきます。

この制度につきましては、教員の教育活動の成果を適正に評価いたしまして、意欲や資質、

能力のさらなる向上につなげることを狙いとしております。特に今年度につきましては、実施要項の一部改正をいたしまして、校長先生の経営方針に基づいて今後の経営にも生かすという意味でも、各学校から優秀な教員のご推薦をいただいたところでございます。

資料に載せさせていただいておりますが、表彰の方の範囲につきましては、区内の小学校・中学校、さらには幼稚園、そして保田しおさい学校の主幹教諭・主任教諭・主任養護教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、さらには保田しおさい学校には寄宿舎指導員がおりますので、その中の方から、原則といたしまして「教職経験10年以上かつ本区の教職員としての3年以上の経験を持つ方」としておるところでございます。そちらに基づきまして、今回、各学校から25名以上の推薦をいただきました。そして、2月18日に選考委員会を開催して、こちらのほうにございますが、今回この25名の方を優秀な教員といたしまして選考結果を出させていただいたものでございます。

こちらの表彰式につきましては、平成25年3月15日午後4時30分より、教育委員会室において開催する予定でございます。

なお、今後、「かつしかのきょういく」、さらには区のホームページを用いましてこちらにつきましても広報させていただきますとともに、「広報かつしか」でも公表させていただく予定でございます。

私の報告は以上でございます。

○委員長 今の説明について発言のある方はお願いします。

竹高委員。

○竹高委員 ここに挙げられた方が前回よりも人数がすごくふえていたのがとてもすばらしいなと思います。今お聞きして、10年以上、葛飾で3年以上の実績がある方で、これだけの方がことし表彰されるということは、子どもたちにとってとても喜ばしいことだなと感じております。これをステップアップの一つとして、またこれから先、指導のほうにもどどん力を入れていただければなと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長 ほかにございませんか。

杉浦委員。

○杉浦委員 お話の中で、校長先生のほうから25名の推薦があつて、今回25名全員表彰とお聞きしましたが、ほかの学校の取組というか、表彰には至らなかったけれども取組があつたのかどうか、その辺教えていただきたいと思います。

○委員長 指導室長。

○指導室長 今回、こちらにつきましては、校長会を通して優秀な教員の表彰者候補者の募集

をさせていただいたところでございます。例年、10名前後というような要項がございましたけれども、こちらに書いてある学校につきましては、今、ここには一覧表になっておりますが、校長先生方がお一人お一人克明な推薦理由と実績等を書かれたものが提出されております。こちらの表彰につきましては昨年度までも実施していたものですから、この優秀な教員の表彰の候補者を挙げる際に、実はもう既に表彰していて、推薦者がなかなか見当たらなかったという学校もでございます。その意味では、今回こちらに書かれております学校から推薦をいただいたということで、審議させていただきまして、25名の方は本当に優秀であるし、これから葛飾区の学校を背負って引っ張っていただく方ということで、私たちもこのように25名を選ばせていただきました。

○委員長 杉浦委員。

○杉浦委員 よくわかりました。校長先生のほうから、各学校で1人でも2人でも推薦できる体制、その中で相応しい教員を選んでいく。とりあえず、今回、25名の方々がこういった表彰を受けられるということは、葛飾区の教育が向上している事に結びつくわけですので、うれしいことです。ありがとうございます。

○委員長 指導室長。

○指導室長 今、杉浦委員からお話をいただきました。今回、学校長の今後の経営計画もあわせて優秀な教員を推薦してほしいということを中心に強く打ち出した部分がございます。その意味では、来年度につきましては、その趣旨を学校にさらに一層徹底しながら、今お話しいただいたことも踏まえて、推薦の充実というか、そちらについてもこれから話ししていきたいと考えております。

ありがとうございました。

○委員長 ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○委員長 では、私から。

「教育は人なり」と言いまして、人を育てて教育活動を活発にしていくというのがありますので、この制度をうまく進めて、これからもやっていきたいなと思います。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○委員長 次にまいります。

報告事項等4「第8期葛飾区社会教育委員の会議の提言について」、ご報告をお願いします。
生涯学習課長。

○生涯学習課長 それでは、「第8期葛飾区社会教育委員の会議の提言について」、ご報告させていただきます。

1 「趣旨」でございます。社会教育法第17条に基づき、葛飾区教育委員会宛てに第8期葛飾区社会教育委員の会議から提言の提出がございましたので、報告するものでございます。

「提出日」は1月31日。

「提言のテーマ」でございます。国際化、グローバル化する社会を生きる子どもの育成についてでございます。

それでは、別紙資料をごらんください。3枚お開きいただき、1ページ、「はじめに～違いを豊かさに～」をごらんください。

葛飾区社会教育委員の会議では、葛飾に暮らす全ての子どもの教育を受ける権利を保障する観点から、「国際化、グローバル化する社会を生きる子どもの育成について」というテーマで、2年間にわたり区内外で成果を上げている取組の事例の検討や現場訪問を行い、葛飾区の実情に合った体制を構築するべく協議を重ねてきました。

その結果、現在、葛飾区には1万4,000人近くの外国人が暮らし、外国につながる子どもの数も多くなっていること、また、彼らは国際化、グローバル化する社会を体現し、将来の日本社会の一員としての活躍が期待されると同時に、問題も抱えており、速やかな対応が必要であること、さらに、外国につながる子どもの教育問題は、同時に、ホスト社会である日本の子どもの教育問題であり、さらには学校教育のみならず、保護者及び地域の方々の参加と協力なしには解決できないとしています。

次の段落の後をごらんください。

そこで、“違いを豊かさに”つなげるべく、“違い”すなわちその多様性を学びのための教育資源とし、外国につながる子どもとホスト側の子どもの双方の教育に資するために提言するものでございます。

5ページをごらんください。2「提言」です。

国際化、グローバル化する社会を生きる子どもの育成について、対象ごとに求められる取組について六つの提言をしております。

一つ目は、「就学前の子を持つ保護者に向けた子育て情報の提供」です。乳幼児期における概念形成訓練は重要であり、外国につながる子どもの保護者においても必要な情報を届ける必要があります。外国人の住民登録時をはじめ、保健所の母子保健や子育て支援など、行政の取組時に情報を提供する必要があるとしています。

二つ目は、「『かつしか子ども多文化センター』（仮称）の設置」です。外国につながる子ども

もの日本語や日本文化・習慣についての指導は、ノウハウを持つ機関が担い、初期的に集中的に実施することが重要であるとし、「かつしか子ども多文化センター」の設置が有効であるとしています。「かつしか子ども多文化センター」には、コーディネーター及び専門家を配置し、外国から来日した子どもたちに対する日本語や日本文化の集中的な初期指導、あるいはその後の通級による指導、学校への講師派遣など、葛飾区にふさわしいシステムや方法の構築が求められているとしています。

三つ目は、「小中学校での試行的な取組」です。「かつしか子ども多文化センター」に通級する子どもたちが在籍校に戻ったときの学校とセンターとの連携が重要となり、試行的な取組を通じてのノウハウの蓄積が重要になるとしています。

四つ目は、今後ますます国際化、グローバル化する社会を生きる子どもたちが活躍するために、外国につながる子どもとホスト社会、いわゆる日本の子ども、双方への多文化教育の実施です。外国につながる子どもたちには、学校における居場所づくり、ホスト社会の子どもたちには多文化能力、コミュニケーション能力を育成するとともに、相互に学び合うことが大切であること。また、このような取組を指導する教員の理解と力量形成、さらには地域ボランティアの協力も望まれるとしています。

五つ目は、「保護者の相互学習と相互理解の推進」です。外国につながる子どもの保護者に対する日本の子育て・教育についての理解、また反対に、ホスト社会の保護者に対する外国人の子育て・教育についての理解の促進、そして相互交流、相互学習を必要としています。

最後に、「葛飾の多文化共生社会実現に向けた多様な取組の支援」です。多文化共生社会の実現には、学校以外にも多様な関係者の協力が必要であり、外国につながる子どもと保護者、そしてホスト社会の子どもと保護者、さらには地域の人々など、皆が交流し合うことのできる居場所が必要であり、その形態はさまざま考えられるとし、五つの期待される形態を提示しております。

以上が提言の内容の説明となります。

最後に、この提言につきましては、関係各位に配付するとともに、その提言の趣旨を踏まえ、今後の施策に反映させてまいりたいと考えております。

報告は以上です。

○委員長 ご質問等ございますか。

面田委員。

○面田委員 学校現場へ行きますと、外国人のお母さん、あるいは親のどちらかが外国人だと思われるお子さんとか、最近は割と普通に見られる状況だと思います。学校に行きますと、子

ども同士、友達同士でにこにこ話をしたり、校庭で遊んだりしているのを見ると、子どもの仲は自然にいけていいなと思います。でも本当は、ご家庭では、文化の違い、言葉の違いで困っていることもたくさんあるのだろうなとあわせて思うのです。そういうことを踏まえながら、ここでは違いというものを豊かさにつなげていくのだということ、言葉は悪いのですが、どのように活用していくのかなということ、提言があつて、なるほどと思うこともたくさんありました。

もちろん、反対に日本から外国に行って、そこで逆の立場の子どももいるわけで、今日本で受け入れている外国のお子さんに対しても、組織的に何か対応していかなければいけないのだなということを改めて思いました。今後考えていく大きな課題だなと思いながら提言を読ませていただきました。

感想です。

○委員長 杉浦委員。

○杉浦委員 約2年間にわたる委員の方たちのご尽力、また、このような形で提言をまとめてくださったことに対しましては敬意を表するものであります。読ませていただいて、今、面田委員からもお話がございましたが、私の地元地域でも、以前から、外国人と思われる子どもや保護者がおります。健やかに成長される姿は見ますが、反面、個々のご家庭に入っていきますと、言葉が通じない家族がいたり、お仕事が安定しなかったりして、子どもさんたちも不安定になっていく。以前関係者からご相談を受けたとき、言語に関しては各学校に派遣の先生が行ってくださったりして対応していただきましたが、個々の生活に関しては、トータルで対応しないと簡単には解決できませんでした。今後、提言をもととして、施策が進んでいる他自治体を研究され、葛飾区にも「かつしか子ども多文化センター」の設置が必要ではないかという提言に沿った施策も必要であると認識しております。指導室のほうではどのようにお考えになっているか、お聞きしたいと思います。

○委員長 指導室長。

○指導室長 こちら、提言をいただきました。まず、この提言につきましては、私たちが今、子どもたちの、特に外国につながるお子さんたちの、さらにはその背景にいらっしゃる保護者の方の現状を見たときに、やはりこのような提言に沿った施策を私たちがつくっていかねばいけないと考えております。

現在、本区では、例えば外国から来た子どもに対して通訳を派遣する制度があつたり、区内の3校に日本語学級というものを置いて、実施をしている現状は確かにございます。しかし、今回の提言にございましたように、その子どもの指導については、言葉がわからないとか、日

本の生活習慣と違うということで、学校がかなり苦勞しているという現状がございます。そこで、このようなことも踏まえまして、他の自治体の先進例もしっかりと踏まえまして、今いただいたようなことが実現していくように、私たちもこれからしっかりと計画を立ててまいりたいと考えております。

○委員長 杉浦委員。

○杉浦委員 子どもは、どこの国の子どもも一緒。成長期にある子どもにとって、小・中学生のときが一番感受性の強いときだと思います。異なる文化を持った一人ひとりを理解しながら共に成長していく。なかなか経験できない“人権教育”。一人の人間としての尊厳。グローバル化が進展する中で、世界の未来の宝として大切に接していただきたいと思います。

以上です。

○委員長 ほかにございますか。

竹高委員。

○竹高委員 面田委員、杉浦委員がおっしゃったとおりだと思うのですが、読ませていただいた中で、私が聞いたことがあるのは、外国からいらっしゃったお子さんで、小学校の卒業式に、制服というか、みんながきれいな格好をしてきているところに、普通にトレーナーにジーンズみたいな私服で来たお子さんがいらっしゃって、日本のイベントというか、卒業式に対するそういうものであったり、そういう理解が保護者の中になかなかなくて、先生が慌てて私服をお持ちになって、たまたま体型とかが同じ形だったので着ることができて、みんなと同じ形で卒業式を迎えられたということに接したことも1回ございます。

確かに、通訳の方とかも、多国籍の方も入っているので、いろいろな方がいらしてはいると思うのです。その関係機関とのネットワークづくりというのがありましたけれども、ボランティア団体の方とか、そういう方とのパイプもつないで、小学校である、中学校である、そこである入学式、卒業式、中の四季折々の日本のいろいろなイベントのこととかも教えて伝えてあげられるということはすごくいいことだと思うのです。その子たちが日本のよき文化ときちんと接して、日本の子どもたちと同じようにいろいろなことを経験できるような環境を整えられることがいいことだなと思うので、ぜひそういう形に前向きに動いていただければと思います。

よろしく願いいたします。

○委員長 指導室長。

○指導室長 今、お話にありました。現在、中青戸小学校のほうには、レインボーリボンと申しまして、外国につながる子どもの保護者等が集まってというような取組もございます。その

ようなことで、今回の提言にも保護者の相互学習と相互理解の推進というのもございますので、子どもだけではなくて、保護者の方にも、当然、自国の文化というのもございますが、日本の文化についてもご理解いただいて、その子たちがよりよく成長していけるように、その保護者の方もご理解いただけるように、私たち指導室もそのような取組を行いますし、先ほど生涯学習課長からもお話がありましたけれども、関係各位といろいろ議論しながら、よりよいものを進めてまいりたいと考えております。

○委員長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 生涯学習の立場で、区民大学のボランティア講座の中に「外国人児童のための学習支援ボランティア講座」というのが現在ございます。4回ほどの講義なのですけれども、30人ほどの募集で、24年度においては44人ということで、それを上回る人の応募がございました。その講座を卒業された後に、自主グループということで、講座のOB会として「なかよし」というのがございます。その「なかよし」のメンバーとしては、今現在26人程度なのですが、常時5、6人という人が高砂中学校の通級学級のほうのお手伝いという形で、今現在、月・水・金と3日間お手伝いに来ています。外国で経験された方とかいろいろいらっしゃいます。その中で、地域で役に立ちたいという方がいらっしゃいますので、この講座は来年度もやっていきたいと思っています。その中で、地域で支えるボランティアをどんどん育てていければと考えているところでございます。

以上です。

○委員長 ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○委員長 それでは、この提言を受けて、関係する部署で早めに検討していただきたいと思えます。

それでは、報告事項等5「区政代表質問・一般質問要旨」について、ご報告をお願いします。

教育次長。

○教育次長 それでは、平成25年区議会第1回定例会における区政代表質問及び一般質問についてご報告をいたします。

質問につきましては、ごらんとおり、地域政党葛飾以外の各会派及び無所属議員の1名の方からご質問をいただきました。なお、1ページの自由民主党議員団の倉沢よう次議員の5-1、5-2の教育に関する質問につきましては、事前の通告はあったのですけれども、2月26日の本会議におきましては時間の関係で質問がなされませんでした。その後、3月1日の予算審査特別委員会総括質疑において、同じ議員団の安西議員から同様の質問があり、概要は、添

付の答弁書のとおり教育長から答弁をさせていただいたものでございます。

それでは、質問事項でございます。

まず、1ページをごらんください。

代表質問におきましての質問は、本区の教育及び学力向上策についての教育長の考え方を求めるもの、学校の改築、大津のいじめ自殺事件の第三者委員会報告を踏まえた教員間の意見交換の必要性。

2ページをごらんください。

さらに、第三者委員会報告を踏まえたいじめへの対応、教員の多忙化について、非常勤教員の処遇改善についての質問がありました。

次に一般質問でございます。

3ページに記載のとおり、理科大との連携、科学教育センター事業の充実、子どもまつりを開催する水元公園の放射線対策。

4ページでは、本区の体罰、いじめ、不登校の現状と対策について、夏季休業日の短縮の評価について、さらに学校飼育動物の充実について。

5ページでは、地区図書館の設置、開かれた学校づくりについての質問がなされました。

主な答弁内容についてご紹介をさせていただきます。

6ページをお開きください。これにつきましては、先ほど説明をさせていただいたとおり、本会議ではなく予算審査特別委員会の総括質疑の中でございますけれども、学力について。下から7行目、「このような中」以下でございますけれども、未来に向かってたくましく生きる子どもたちを育てるためには、学校が子どもたちに確かな学力を身につけさせることであり、学力をつけるとは、学習指導要領に示されている内容を授業の中で児童・生徒に確実に身につけさせることと考えます。そして、全ての子どもたちに「学校が楽しい」「授業がわかる」「自分ができる」と言わせる学校にすることと考えます。これを実現するためには、本区の教師一人一人に力をつけるしかありません。日々の学習指導や生活指導を支える教員一人一人の指導力の向上を図ることが最も重要と考えております。教師を育て、教師が活躍できる学校にするために、学校長を中心とした優秀な教師集団づくりに向けて、指導・助言を行っていくとともに、それを支える環境づくりをしていくことが教育委員会の重要な役割です。また、教育の目標達成は学校だけ、教育委員会だけでできるものではありません。学校、保護者、地域、教育委員会がそれぞれの役割をしっかりと担い、未来に向かってたくましく生きる葛飾の子どもをどう育てていくかをみんなで考えていくことが大切ですよとの答弁をさせていただいております。

また、10ページでは、「葛飾学力伸び伸びプラン」に対しまして、上から3行目以下でございますけれども、かつしか学力向上プランとして実施していく「葛飾学力伸び伸びプラン」は、各学校がその実態に合わせた学力向上策を主体的に考えて実行する取組で、25年度から全校で実施をしていきます。各学校においては、プラン作成時にそれぞれ独自に、「この取組をすれば、こんな学力がつく」という目標を設定し、1年後にその成果を検証していくということでございます。教育委員会は、その具体的な報告を受けて成果を広く広報し、効果のあった取組については他校にも周知をしていく。また、十分な効果を上げることができなかった学校には、その原因を分析し、公表するとともに、効果のあった学校の取組を参考にし、次年度に新たな学力向上策を策定して、目標の達成に努めていくよう学校へ指導・助言をしていく。

これまでも各学校はさまざまな取組を行ってまいりましたが、すぐに区全体の学力調査における数値の上昇につなげるのは、それぞれの学校の実態もあり、難しい問題であります。しかし、現在ほとんどの学校で学習規律が確立され、授業に真剣に取り組む姿勢ができてきたところであり、今後、各学校における学力向上策を時間をかけて継続し、この取組により少しずつでも数値の上昇につなげてまいります。また、区全体の目標達成については、現状よりも後退させることはせず、一歩でも前に進めてまいりますと答弁をしております。

それから、教育委員会の25年度の執行体制の強化策ということで、14ページをごらんください。最終段落でございます。

組織体制の強化につきましては、学校教育にかかわる部門が2部長に分担されておりましたが、これを1部長、学校教育担当部長に一元化するとともに、指導室の統括指導主事を増員するなど、学校教育部門を強化してまいります旨の答弁をしております。

体罰につきましては、38ページをごらんください。最終段落でございます。

体罰を根絶するのは、体罰を許さない学校づくりを進めていくことが大変重要であると認識しております。重要な点は、教員が互いの指導に関心を持ち、誤った指導には厳しく注意し合う関係づくりを進めていくよう、学校へ指導・助言を行ってまいります。葛飾区内の小・中学校からは体罰をゼロにしてまいります旨の答弁をさせていただきました。

その他の答弁につきましては、後ほどごらんおきいただければと思います。

以上でございます。

○委員長 ご質問等ございますか。

杉浦委員。

○杉浦委員 昨日の予算特別委員会の第4分科会を傍聴させていただきました。課長さん方は本当にご苦労さまでございました。今、旧学校教育部を始めとして皆様はすごく前向き、答弁

にしましても、やる気十分、やる気満々というか、聞いているだけでもこちらがわくわくするような答弁でございました。どうかこの意識、この情熱を保ち続けていただいて、葛飾区の教育向上の為、よろしくお願い致します。

教育長答弁のところで、6、7にかかりまして、本区の教師一人ひとりに力をつけるしかない、こちらの側のご意見も入っておりました。そんな中最近、残念なことに、区民の方から相談を受けました。中学校3年生の保護者からです。

1人の方は、級友からいじめを受けているということで、担任の先生に相談したところ、「卒業まであと3カ月なんだから、黙ってがまんして静かに座っていてくれればいいのだ」という感じで言われたと。生徒は精神的に厳しい状況になった。ある生徒は別件で先生に相談したところ、「静かにしていなさい」という感じで、結局、その担任の先生はそのお子さんの本当の思い、心まで理解できていない。また、ある生徒が入試不合格の結果を持って先生にご報告に行ったところ、落ち込んでいる心の奥を汲みきれないで、そこに寄り添う気持ちは何もなく、結局、進路に関して情報不足、丁寧さが欠けている等々、自分の体面を繕うといいますが、その場を繕うというか、3年生ですから、多分、担任の先生も、進学のことですべて全クラスの子どもたちから色々相談を受けたり、文書事務も多く、先生も大変だなと理解もできるのですが、あと何カ月かで卒業する大事な子どもたちです。先生は、卒業進路の担当の先生でもあるのではないかと思います。多くの先生は今、葛飾区の教育に一生懸命取り組んでいることも十分承知しております。学校によっては、また1人、2人の先生の言動によって、ボタンの掛け違いというか、誤解を生んでしまう。小さな誤解から大きな問題へと急速に変化して信頼をなくしてしまう。相談を受けた時に、一人一人、一つ一つ丁寧にきめ細やかに対応する。そして安心させるのは当然なことです。にもかかわらず、そんな先生が葛飾区に着任しているのかと、私は残念に思いました。校長先生も、多くの先生方は一生懸命取り組んでいらっしゃいます。生徒に寄り添うことが出来ない先生をどう指導なさいますか。

○委員長 指導室長。

○指導室長 まず、今、杉浦委員からお話いただいた件につきまして、本当に申しわけなく思いますし、残念に思っております。ことは、特にいじめと体罰につきまして例年になく大きな全都的な動きをしておるところでございます。その中で、教員一人ひとりが子どもをしっかり受けとめる、話を聞く、子どもの声に耳を傾ける、保護者の声に耳を傾ける重要性ということについては重ねて指導して実践してきたところでございますが、まだまだ十分ではないということ、きょうまたお話をお聞きしまして改めて実感したところでございます。

教育委員会といたしましては、例えば保護者の方から教育委員会のほうにご連絡いただいた

ときには、まず、内容についてしっかりとお話をお聞きする。その情報については学校長に話をして、まず、学校のほうでその辺の事実をきちっと確認して指導してほしいということを今進めているところでございます。

来年度につきまして、今、私たちが計画をしているものについては、各種いろいろな研修会がございます。職層による研修会もございますし、そのほかいろいろな研修会があるのですが、来年度は、どの研修会でもいじめと体罰については必ずある時間をとって、全教職員にそれが伝わるようにきちっと徹底していくということで、今、研修の計画を立てております。そういう意味で、今お話しいただいたことも私たちの大きな課題として捉えさせていただきまして、そのようなことがないようにこれからしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○委員長 ほかによろしいですか。

(発言する者なし)

○委員長 それでは、報告事項等は終了いたします。

ここで、教育委員の皆さんより発言がありましたら、よろしくをお願いします。

杉浦委員。

○杉浦委員 先日、総合教育センターで若手実力養成研修に参加させていただきました。私は初めて出席させていただいたのですが、どの分科会も、多忙な中1回1回積み重ねて研究されてきたことと思いますが、努力の賜でした。どのグループも、教育に対する熱意は伝わってきました。まず、どういう立場の方を人選するのですか。

四つのグループそれぞれ個性もありましたが、第4グループの特別支援教育の先生方には感動しました。胸打つものがありました。一つ一つ具体的な事例を引きながら、一人一人の児童に丁寧に寄りそい、データを読み取りながら、子どもが変化し成長していく姿に期待し、温かい心で接している様子が伺い知ることができました。

一般の教員の方も特別支援教育に携わることも大事だなと改めて感じました。感受性豊かな子どもたちに接し、愛情なくして心は通じない子ども達から教わること、考えさせられること、多々あると思います。

若手実力養成研修は、どういう立場の先生方が推薦されるのですか。ぜひ、教育者として葛飾の地で長く勤務していただきたいと思います。

○委員長 指導室長。

○指導室長 今お褒めいただきましてありがとうございます。この若手実力養成研修というものにつきましては、今年度までは夕方に自主的に集まって、当然、指導室のほうもかかわりますし、かつての管理職の校長先生にもかかわっていただきまして、小学校、そして中学校、さ

らには今年度から特別支援教育の固定学級等の教員についてのところもふやしたところがございます。推薦につきましては、当然、校長先生のほうから推薦をいただきまして、今年度につきましては「採用後5年以上の方」という形で行っております。来年度につきましては「若手教師塾」というものに名前は変わってまいりますけれども、同じように学校長から推薦を受けた者、そして、4年目以上という形で、さらにメニューも変えながらまた進めてまいります予定でございます。

○委員長 ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○委員長 ないようですので、続いて、「その他」の事項に入ります。

庶務課長、一括してご説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、「その他」でございます。

まず、1の「資料配付」でございます。まず一つとして、「第20回お花見チャレンジウォーク実施要項」をお手元に配付してございます。また、「こやのエンジョイくらぶ桜フェスタ2013」「オール水元スポーツクラブアニバーサリーフェスタ2013」の資料も配付してございます。

次に、出席依頼でございます。今回7件ございます。

まず、3月20日水曜日でございます。味の素スタジアム周回コースで行われる第4回中学生東京駅伝につきましては、委員全員に出席をお願いいたします。

次のページでございます。4月1日月曜日、新補転補副校長辞令交付式につきましても、委員全員でございます。その後に行われます新補転補校長辞令交付式・伝達式についても、同じく委員全員に出席をお願いします。

4月2日でございます。新任転入教諭紹介式につきましては、委員長をお願いします。

4月11日、4月の定例校長会でございますけれども、これも委員長に出席をお願いいたします。

4月12日、都庁で行われます教育施策連絡会でございます。これは委員全員をお願いいたします。

4月20日土曜日でございます。東京理科大学図書館棟で行われます科学教育センター開館式につきましても、委員長をお願いいたします。

出席依頼は以上でございます。

○委員長 ほかによろしいですか。

中央図書館長。

○中央図書館長 すみません。お詫びをさせていただきます。

次回、3月28日の教育委員会にて庶務報告をさせていただきますけれども、4月より、中央図書館に設置するパソコンと図書館ホームページからデジタル化地域資料を公開させていただきます。ホームページですと、一部のさわりの部分なのですけれども、公開に当たりまして、3月21日木曜日でございますが、広報課よりプレス発表、また3月25日発行の「広報かつしか」にて区民の皆様にはPRをさせていただきます。日程の関係で、大変申しわけございませんが、教育委員会への報告が後になってしまいますけれども、ご了承をお願いしたいと思います。

内容でございますけれども、栗本薫さん（中島梓さん）の自筆原稿ですとか、葛飾区ゆかりの作家の紹介、地域資料、また、地域の歴史を知るための資料などをデジタル化させていただいて、その貴重な資料の劣化ですとか散逸を防ぎ、また、長きにわたって保存し、多くの方々に知っていただけて見ていただく、そういった機会を提供するものでございます。申しわけございませんが、よろしく願いいたします。

○委員長 よろしく申し上げます。

それでは、以上で平成25年教育委員会第3回定例会を閉会といたします。

閉会時刻 11時10分